

様式第1号（第4条関係）

介護保険福祉用具購入費受領委任払事業者登録申請書

年 月 日

山辺町長 様

所在地
事業者名
代表者氏名

山辺町介護保険福祉用具購入費の受領委任払いに関する要綱第4条第1項における介護保険福祉用具購入費受領委任払事業者として登録を受けたいので、裏面の誓約の事項を遵守することを確約して、次のとおり申請します。

事業者番号											
フリガナ											
事業者名											
所在地											
電話番号						FAX					
代表者氏名											
営業日											
営業時間											
振込先	金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合									本店 支店
	種別	普通 ・ 当座 ・ その他									
	口座番号										
	フリガナ 口座名義人										

介護保険福祉用具購入費受領委任払いについての誓約

山辺町介護保険福祉用具購入費の受領委任払いに関する要綱の規定に基づき、介護保険法（以下「法」という。）第41条第1項の規定による居宅要介護被保険者又は法第53条第1項の規定による居宅要支援被保険者（以下「被保険者」という。）から、法第44条及び第56条に規定する特定福祉用具購入に係る福祉用具購入費受領委任払いの申出があった場合は、被保険者から保険給付分を除いた自己負担額の支払いを受け、保険給付分については当該被保険者の委任に基づいて申請を行い、受領することを誓約し、以下の事項を遵守します。

- 1 被保険者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、当該被保険者の心身及び住宅の状況等を踏まえた適切な特定福祉用具販売を行うよう努めること。
- 2 特定福祉用具販売を行うに当たっては、山辺町、居宅介護支援事業者及び居宅介護予防支援事業者との連携に努めること。
- 3 被保険者から介護保険福祉用具購入費の受領委任払いによる特定福祉用具販売を行うことを求められた場合には、その都度、その者の提示する介護保険被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有効期間、さらに介護保険料の滞納がないことを確認すること。
- 4 正当な理由なく、受領委任払いによる特定福祉用具販売を拒まないこと。
- 5 受領委任払いにより特定福祉用具販売を行うときは、見積書及び図面を作成して被保険者に発行し、了承を得ること。その際、見積書に特定福祉用具販売の内容、費用（保険給付分及び自己負担分の見込額の内訳を含む。）、事業者名及び連絡先を明記すること。
また、被保険者が複数の事業者から見積書を取ることを希望する場合であっても、見積書を発行すること。
- 6 特定福祉用具販売に関する見積書の記載事項に変更があった場合は、速やかにその変更の内容を被保険者に通知すること。また、改めて山辺町に対して介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払事前承認申請書及び変更後の見積書の提出を行うよう説明すること。
- 7 被保険者より介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払承認決定通知書を受領した旨の連絡があった場合、すみやかに当該通知書に記載された内容の特定福祉用具販売を行うこと。その際、当該特定福祉用具販売に関して、使用方法等十分に説明を行うこと。
- 8 福祉用具購入費については、保険給付分を除いた自己負担額を被保険者から受領するものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。
また、当該自己負担額の支払いを受けたときは、被保険者に領収書を発行すること。
- 9 特定福祉用具販売を受領委任払いにより受給する被保険者が次の事項に該当する場合は、速やかにその旨を町長に通知すること。
 - (1) 不正な行為により保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
 - (2) 正当な理由なく、特定福祉用具販売を行うに当たって必要な手続等に協力しないとき。
- 10 保険者から苦情等があった場合は、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、被保険者の立場を考慮して円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。
なお、当該苦情等の内容が事業者において処理することができない内容である場合は、町、居宅介護支援事業者及び居宅介護予防事業者との協力により適切な対応を行うこと。
- 11 特定福祉用具販売に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により被保険者の生命若しくは身体を傷つけ、又は財産等を破損した場合は、その責任の範囲内においてその損害を賠償すること。
- 12 事業者の役員若しくは従業員又はこれらの職にあった者は、業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。